

企業立地の優遇制度のご案内〔福岡県久留米市〕

コールセンター・バックオフィス設置用

■ 中心市街地等へコールセンター・バックオフィスを設置する場合

久留米市産業振興奨励金（補助金）

対 象	要 件	内 容	限度額
コールセンター バックオフィス	常時従業者数 20 人（中小企業等は 5 人）以上であり、市民の新規雇用者数が 5 人以上の雇用創出産業分野（コールセンター業）の業務施設を設置するもの	（業務施設の年間賃借料及び年間共益費（敷金等を除く））× 50% ＜ 3 年度間＞	500 万円 (1 年度間)
		（事業の用に供する設備機器・備品の取得費及び事業所設置工事費等）× 50% ＜ 3 年度間＞	800 万円 (1 年度間) かつ
		事業の用に供する専用通信回線の年間使用料× 50% ＜ 3 年度間＞	総額 2,000 万円 (3 年度間)
		市民の新規雇用者数 1 人あたり 30 万円 * 雇用保険加入、事業開始 1 年以内の採用かつ 1 年間の継続雇用が必要。	限度額 なし

※対象地域は、中心市街地、合川ハイテクパーク、久留米オフィス・アルカディア、久留米市百年公園の区域

* 事業開始後 5 年未満に事業の全部又は一部を休止又は廃止したときは、補助金の返還が必要となります。

* 各支援制度の適用は、あらかじめ市の承認が必要です。事前にご相談ください。

<ご相談・お問合せ先>

久留米市商工観光労働部 企業誘致推進課 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3

TEL : 0942-30-9135 FAX : 0942-30-9707 E-mail : kigyo@city.kurume.fukuoka.jp